

輸出貿易管理令別表第1の8の項に掲げる電子計算機等の輸出許可申請に係る誓約書について（お知らせ）の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

輸出貿易管理令別表第1の8の項に掲げる電子計算機等の輸出許可申請に係る誓約書について（お知らせ）（平成12年12月27日付け貿易局安全保障貿易管理課）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 . 対象輸出</p> <p>加重最高性能が<u>1 . 5</u>実効テラ演算を超える特定電子計算機又は特定機能向上部品(特定機能向上部品を用いて増設される電子計算機の加重最高性能が<u>1 . 5</u>実効テラ演算を超えるものに限る。)であって、輸出令別表第3に掲げる地域及び別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの(貨物の需要者が確定している場合に限る。)</p> <p>3 . 誓約書</p> <p>(1) 需要者の誓約書</p> <p>通常兵器通達の別記3の1(1)の誓約書に下記の内容を加えたもの</p> <p style="padding-left: 2em;">~ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">貨物の改造の制限(輸出者の事前の許可なく<b>加重最高性能</b>を高めるような改造を行わない。)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 . 対象輸出</p> <p>加重最高性能が<u>0 . 7 5</u>実効テラ演算を超える特定電子計算機又は特定機能向上部品(特定機能向上部品を用いて増設される電子計算機の加重最高性能が<u>0 . 7 5</u>実効テラ演算を超えるものに限る。)であって、輸出令別表第3に掲げる地域及び別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの(貨物の需要者が確定している場合に限る。)</p> <p>3 . 誓約書</p> <p>(1) 需要者の誓約書</p> <p>通常兵器通達の別記3の1(1)の誓約書に下記の内容を加えたもの</p> <p style="padding-left: 2em;">~ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">貨物の改造の制限(輸出者の事前の許可なく<b>複合理論性能</b>を高めるような改造を行わない。)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>4 (略)</p>